

訴えの提起、和解及び損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について

一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、平成十六年三月十八日以後区長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

(一) 区が提起する訴えで、その訴訟の目的の価額が五百万円以下のもの

(二) 区が当事者である和解で、その目的の価額が五百万円以下のもの

(三) 法律上区の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が五百万円以下のもの

二 損害賠償額の決定および和解に関する区長の専決処分について（昭和四十二年六月二十三日区議会議決）は、平成十六年三月十七日限り廃止する。

（説明）

地方自治法第百八十条第一項の規定に基づき、区長において専決処分することができる訴訟の目的の価額を定めるとともに、区が当事者である和解の目的の価額及び法律上区の義務に属する損害賠償額の決定の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。